

# 富谷市生涯スポーツ活動振興事業費補助金交付要領

(目的)

## 第1条

この要領は、富谷市スポーツ活動振興事業費補助金交付要綱に基づき、当該国際大会・全国大会に参加する選手を奨励し、補助金を交付することにより、選手の競技力の向上を図り、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(実施期間)

## 第2条

この要領の実施期間は5年とし、令和8年3月31日までとする。

(交付対象事業)

## 第3条

補助金の交付対象となる事業は、次に定めるものとする。

- (1) 国内予選で出場権を得た個人若しくは団体で出場する国際大会
- (2) 国民体育大会、または全国高等学校総合体育大会
- (3) 国又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国大会
- (4) その他、市長が特別に認めたもの

(交付対象者)

## 第4条

補助金の交付対象となるものは、第2条の交付対象事業に選手として出場する小学生以上の市民とする。ただし、スポーツ活動を職業としている者は交付対象外とする。

(交付基準及び交付額)

## 第5条

補助金は、次の区分により交付する。

- (1) 国際大会に出場する場合は、選手1名につき5万円。ただし、国内で開催される場合は、選手1名につき3万円とする。
- (2) 全国大会に出場する場合は、選手1名につき1万円とする。

(交付の申請)

## 第6条

規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助金交付事由発生後から交付対象事業終了後1ヶ月までに行うものとする。ただし、団体として出場する場合にあっては、当該団体ごと一括して申請するものとする。

(交付申請添付書類)

## 第7条

規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の実施要項
- (2) 交付対象事業の選手名簿
- (3) その他

(交付の条件)

#### 第8条

規則第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第2号により市長の承認を受けるものとする。

- (1) 交付対象事業の開催が中止されたとき。
- (2) 選手が交付対象事業の出場を辞退、又は取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請内容に変更を生じたとき。

(実績報告)

#### 第9条

規則第12条第1項の規定により、交付対象事業が終了したときは、別記様式第3号に次に掲げる書類を添付して報告するものとする。

- (1) 表彰状など大会結果が確認できるもの。
- (2) その他

(補助金の交付方法)

#### 第10条

補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の決定後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、規則第15条ただし書きの規定により前金払いにより交付できるものとする。

(補助金の請求)

#### 第11条

補助金の請求は、別記様式第4号によるものとする。

(書類の提出部数)

#### 第12条

この要領により、市長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当額補助金に係る予算が成立した場合に、当額補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。